



沖縄県立名護高等学校
付属桜中学校

「いじめ防止基本方針」

～いじめのない学校づくりにむけて～

イジメ



策 定 平成 26 年 12 月 25 日
最終改定 令和 7 年 6 月

名護高等学校「いじめ防止基本方針」

I いじめ防止基本対策

1 いじめ防止基本方針の基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであるため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に則り、沖縄県いじめ防止基本方針を参酌し、名護高等学校いじめ防止基本方針を定める。

(1)いじめ防止基本方針制定の意義

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

- ① いじめは、どこの学校でも起こりうることを踏まえ未然防止に取り組む。
- ② 学校いじめ防止基本方針に基づく対応を徹底し、教職員がいじめを抱え込まず、組織として一貫した対応を行う。
- ③ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示し、生徒及びその保護者に対し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげる。
- ④ 加害者への成長支援の観点から、いじめの加害者への支援につなげる。

※なお、基本方針については、学校のホームページへ掲載するとともに、その内容を入学時・各年度の開始時に生徒、保護者等に説明するものとする。

(2)いじめの防止等対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。よって、いじめの防止対策等は以下の理念を下に行うものとする。

- ① 全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- ② 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにする。
- ③ いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、学校、地域住民、家庭その他関係者連携下、いじめの問題を克服することを目指す。

(3)いじめの定義

（定義）第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（以下省略）

○個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は表面的・形式的に判断することなく、いじめを受けたとする生徒の立場に立つ。

- 「一定の人間関係」とは学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、塾、スポーツクラブなどを指し、生徒と何らかの人的関係にある仲間や集団(グループ)などから行われること。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品のたかり、物品の破損・隠蔽、諸事への強要等を指し、生徒の感じる被害性に着目する。
- 特定の教職員のみで行わず、組織的に行う。

※いじめの認知(いじめであるかの判断)は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

	いじめの態様	具 体 例
①	冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	・身体や動作について不快なことを言われる ・存在を否定される ・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる
②	仲間はずれ、集団による無視をされる	・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる ・遊びやチームに入れない ・席を離される
③	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	・身体をこづかれたり、触って知らないふりをされる ・遊びと称して対象の子が技をかけられる
④	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	・殴られ、蹴られるのが繰り返される
⑤	金品をたかられる	・脅され、お金や持ち物(例：携帯電話等)を取られる
⑥	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	・筆箱等、文房具を隠される ・靴に画鋏やガムを入れられる ・写真や鞆等を傷つけられる
⑦	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	・万引きやかつあげを強要される ・大勢の前で衣服を脱がされる ・教師や大人に暴言を吐かされる
⑧	パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる	・パソコンや携帯電話での掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる ・いたずらや脅迫のメールが送られる
⑨	性的いたづらをされる	・スカートをめくられる、無理矢理キスをされる ・胸を触れられる、裸にされる、性器を触られる

これらの「いじめ」には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることも視野に入れて対処する。

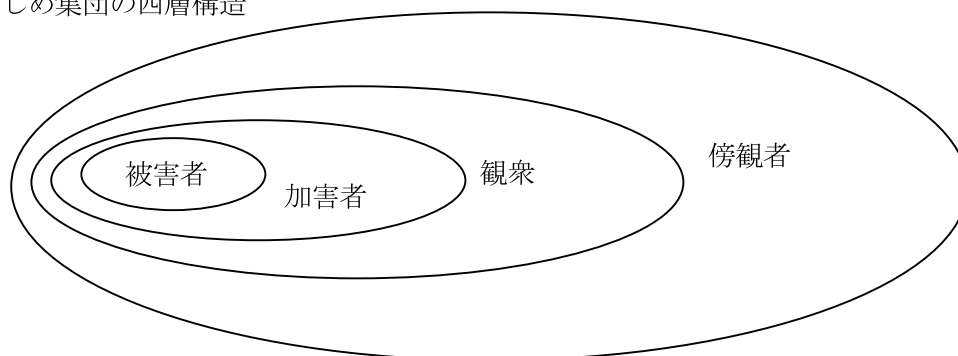
2 いじめの対応についての基本的認識

- いじめは「人間として絶対に許されない人権侵害である」という強い認識に立つこと

- いじめは、どの子にも、どの学校でも起こりうる問題であること
- いじめは、「被害」「加害」「観衆」「傍観」を含めた問題であること
- いじめ問題は学校教育活動全体を通じて対応すること
- いじめ問題に対しては被害者の立場に立った親身な指導を行うこと
- いじめ問題は学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって取り組む必要があること

3 いじめの構造

●いじめ集団の四層構造



被害者：いじめられている生徒 加害者：いじめ
 ている生徒 観 衆：いじめをはやし立て、面白がって
 見ている生徒 傍観者：見て見ぬふりをしている生徒

(いじめの4層構造) 森田洋二 1986年 II いじめ未然防止対

策

1 いじめのない学校づくり

- 生徒の豊かな情操や道徳心の育成
- 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度の育成
- 心の通う人間関係を構築する能力の素地の育成
- ストレスの要因の改善を図り、ストレスに適切に対処できる力の育成
- 生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくり
- 生徒がいじめを訴えやすい体制づくり

(1) 人権意識の高揚及び規範意識の醸成

■授業の充実

- ① 1人ひとりが認められ、尊重される学習環境をつくる。
- ② グループ学習等を通して、個々の異なった意見や考え方について理解を深める。
- ③ インターネット活用等の情報モラルの高揚を図る。

■HR活動の充実

- ① 決まりを守る心や自分を律する心等の育成を図る。
- ② 朝夕の SHR 等における行動観察により、生徒理解を図る。
- ③ 係活動、行事等を通して個人の有用感や自己肯定感を高める。
- ④ いじめを許容しない雰囲気づくりを図る。

■集会等の活用

- ① 学年及び全体集会等を通して「時間の厳守」や「聞く態度」等の集団行動規律を育成する。
- ② 諸集会等を通して「名護高生」としての身なりや生活態度の向上を図り、帰属意識を高める。

■部活動の充実

- ① 集団行動における協調性やチームワークの育成を図る。
- ② 異学年間の交流を通して畏敬や尊敬の念を育む。
- ③ 部活単位による清掃活動等を通して、環境美化や帰属意識、奉仕の精神等を育む。

■教師の資質力の向上

- ① 人権に関する研修会や講座等へ積極的に参加し、生徒理解を深める。
- ② 体罰禁止の徹底を図る。
- ③ SERAPLUS アンケートを活用しながら生徒理解に努め、学級経営に役立てる。
- ④ 教科・HR・行事・部活動等の全ての教育活動を通して人権教育を行う。

■年間指導計画の策定

- ① 個別面談や教育相談、アンケート等の時期や回数
- ② 校内研修等の設定
- ③ PDCA サイクルによる取組の見直し

(2) 学校行事等を通じた「いじめ防止」の意識の高揚

- ① 歓迎球技大会、遠足、体育祭、学園祭等で集団への帰属意識を高め、集団行動のマナーを学ぶ。
- ② 生徒総会、校内弁論大会等で自身の意見を発信する態度、話を聴く態度を学ぶ。
- ③ 慰霊の日特設HR、交通安全講話、薬物乱用防止講話等において命の大切さを学ぶ。
- ④ エイズ講話、人権講話等において人権意識と多様な価値観を認める寛容さを学ぶ。
- ⑤ サイバー犯罪防止講話等においてインターネットの活用マナーについて学び、ネット利用モラルを高める。

(3) 学校におけるいじめ防止等対策のための組織

- ① 組織の名称「いじめ防止対策委員会」
- ② 構成員 ※委員長は校長
 - ・ 校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、教育相談係、養護教諭、学級担任等

+

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官など、その他



職員会議・学年会との共通理解・連携協力

③ 組織の役割

- i) 未然防止の取組、進捗状況の確認
- ii) 教職員の共通理解と意識啓発
- iii) 生徒や保護者・地域への情報発信と意識啓発
- iv) いじめ事案の集約と対応
- v) 重大事態への対応

2 いじめ防止年間計画

1 学期	・ 学校いじめ防止基本方針読み合わせ ・ 新入生オリエンテーション、三者面談における、生徒及び保護者への周知 ・ いじめ防止対策委員会 ・ 拡大学年会 ・ 校内研修 ・ 第1回学校生活アンケート調査実施 ・ アンケートの集約、検証、組織的対応の確認
------	--

	・学級懇談会
2 学期	・人権、性・エイズ講演会 ・いじめ防止対策委員会 ・拡大学年会 ・第2回学校生活アンケート調査実施 ・アンケートの集約、検証、組織的対応の確認 ・学級懇談会、三者面談
3 学期	・学校評価アンケート ・学校いじめ防止基本方針の見直し ・学校いじめ防止基本方針改訂→次年度へ引き継ぎ→HP 掲載

Ⅲ いじめ等の早期発見

1 日常における教職員の生徒観察(チェック項目等別資料②参照)

- (1) 担任、教科担当、養護教諭、部活動顧問等のそれぞれの視点で生徒を観察する。
- (2) 日々の生徒観察から、生徒のささいな変化に気づくよう心がける。
- (3) 変化に気づいたら、一言「声をかける」ことを心がける。
- (4) 気づいた変化を速やかに、確実に職員間で共有し継続的な見守りを行う。必要に応じて介入し、教育相談につなげることができるようにする。
- (5) いじめに関するアンケートを実施した際、HR担任は必ず当日にアンケート内容の確認を行う。
※必要があれば関係職員や管理者に報告し、協議後当該生徒に対し適切な対応を行う。

2 保護者・関係機関との連携

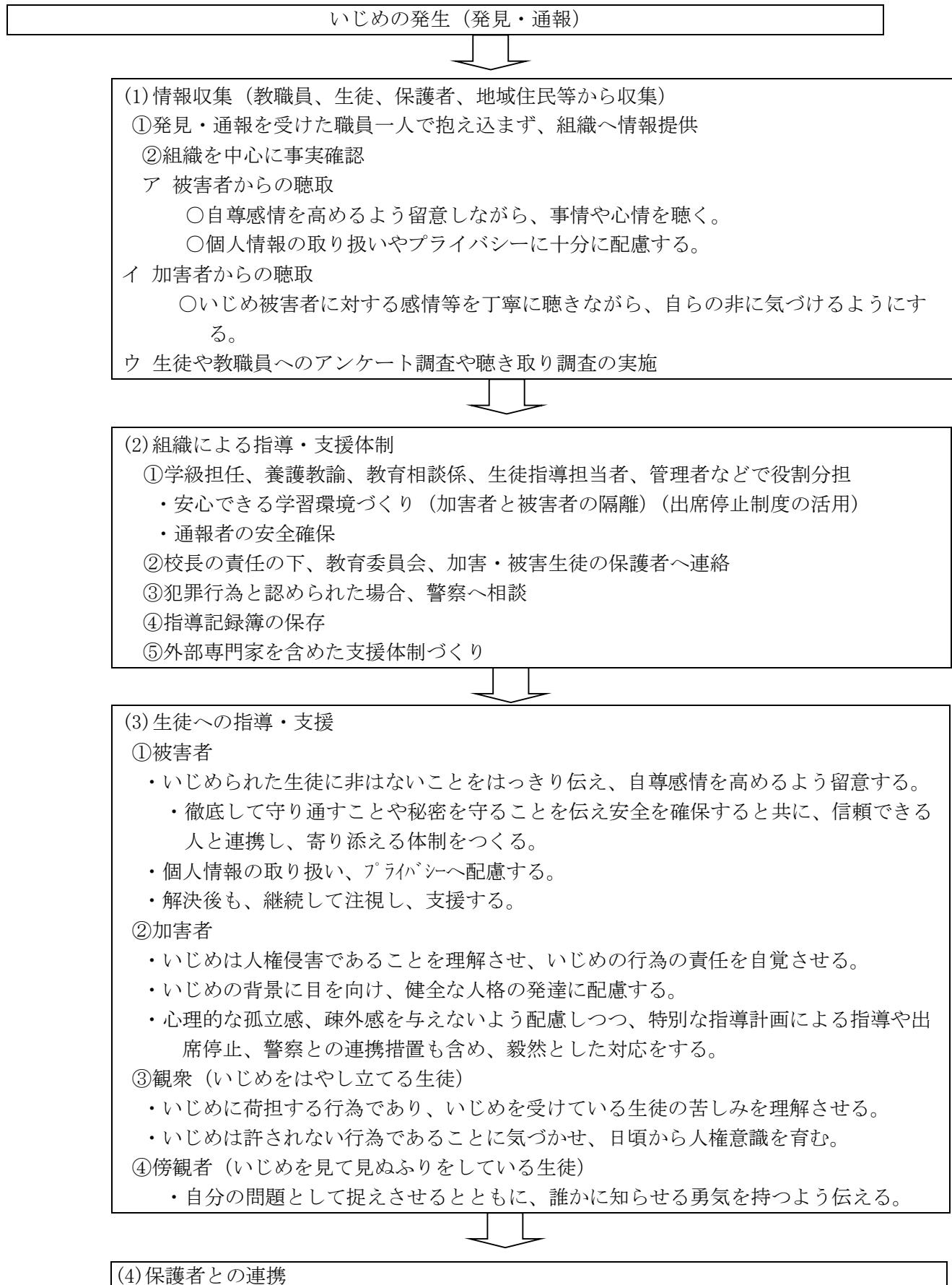
- (1) 保護者に対して「いじめのない学校づくり」への協働を呼びかける。
- (2) P T A 総会、三者面談、学級懇談会、学校ホームページ等で家庭における「いじめ早期発見 チェックリスト」の活用等を呼びかける。
- (3) 警察や弁護士会等の関係機関には日頃から連携を図り、必要に応じて連絡・相談する。
- (4) いじめ防止・解決に向けて、保護者、関係機関と連携する。

3 各種アンケートによる実態把握

- (1) 学校で定期的にアンケート及び実態調査等を行う。
 - SERAPLUS アンケート
 - 学校評価生徒アンケート
 - 学校生活に関するアンケート
- (2) 教育委員会等によるアンケート及び実態調査等を行う。 携帯電話等の情報通信端末の利用に係る
● 実態調査 生活実態調査
- (3) 臨時的にアンケートもしくは実態調査等を行う。
 - いじめ、盗難等が発生し、状況把握が必要な場合に行う臨時アンケート

IV いじめ等への迅速対応

1 いじめ対応の流れ



- ①即日、関係生徒（加害、被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝える。
- ②今後の学校との連携方法について話し合う。

2 重大事態への対処重大事態の発生と調査

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。	
一	いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
二	いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
2	学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
3	第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(1) 重大事態の意味

重大事態の意味は、法第28条及び国の基本方針により以下の内容となる。

法28条		国の基本方針
第1項	いじめにより当該学校に在籍する児童等の <u>生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い</u> があると認めるとき。	○児童生徒が自殺を企図した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合 ○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合
第2項	いじめにより当該学校に在籍する児童等が <u>相当の期間</u> 学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。	○不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。 ○ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、県教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。
その他	○生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。	

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は県教育委員会を通じて県知事へ、事態発生について報告する。

(3)重大事態の調査

① 調査の趣旨及び調査主体

法第 28 条の調査は、重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため行うものである。重大事態が発生した場合には、直ちに県教育委員会に報告し、事案の調査を行う主体、調査組織など県教育委員会の判断により決定する。

② 調査を行うための組織

県教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したきは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかにその下に組織を設けるものとする。学校が調査の主体となる場合、調査組織を重大事態の発生の都度設けるか、迅速に対応するため、法第 22 条に基づき学校に設置されている学校いじめ対策組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法により組織する。

③ 事実関係を明確にするための調査実施

調査は重大事態に至る要因となったいじめ行為の事実関係を、次のような内容で可能な限り網羅的に明確にする。

調査の内容

- ・いつ（頃から）
- ・どのような態様であったか
- ・いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか
- ・学校、教職員がどのような対応をしたか など

この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

なお、この調査は、民事・刑上の責任追及やその他の争訟等へ対応を直接の目的とするものではなく、学校等が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の発生防止を図るものである。

3 いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- (1)被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月を経過していること。
- (2)被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

4 学校として特に配慮が必要な生徒の対応について

特に配慮が必要な生徒については、日常的に生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を行う。

V いじめの再発防止対策

1 校内体制の見直しと確立

(1)組織的な指導体制づくり

- ① 校長を中心とした全職員の協力体制の確立
- ② スムーズな情報の共有と組織的対応

(2)校内研修の充実

- ① 年に1回以上、年間計画に位置づけ、全職員の共通理解を図る。

(3)校務の適性化・効率化

- ① 一部の教職員に加重な負担がかからないよう、校務分掌等を適正・効率化する。

(4)学校評価の活用

- ① いじめの有無やその多寡のみを評価せず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況等を踏まえた目標設定や目標に対する取組状況や達成状況を評価し、それを踏まえて改善に取り組む。

2 外部関係機関との連携・相談を心がける

- (1)地域の交番所や警察署と、連絡や相談がしやすい関係づくりをすすめる。
(2)地域における生徒の様子が聞けるよう、地域の自治会等と連携する。

機関	機関名	担当課	連絡先
警 察	名護警察署	少年課	TEL0980-52-0110
児 童 相 談	名護市役所	子育て支援係	TEL0980-53-1212
県人権啓発活動 ネットワーク	那覇市地方法務局名 護市支局	名護地方合同庁舎 (総務課)	TEL0980-52-2729
医 療 機 関	事案により決定	〇〇課	TEL000-000-0000

3 事後の生活実態調査等で再発の有無を常に確認する。

- (1)被害者の立場に立ち、いじめ等の有無について継続的に見守る体制を整える。
(2)拡大学年会等の情報交換に於いて、いじめの被害生徒、加害生徒のその後の動向について情報を共有するよう心がける。
(3)「いじめのない居心地の良い学校」をめざし、生活実態調査や学校評価アンケート等において実態把握に努める。

別紙資料①

いじめの態様と対応の目安

～『いじめは犯罪』です。抱え込まず、外部関係機関と積極的な相談・連携・協同を！～

段 階 態 様 学校の対応

PHASE I

①プロレスごっこなど嫌な遊びを強要される。校（初期段階）
②軽くぶたれる。 ③ケンカを強要される。 内

④物を借りて返さない。 規 ⑤物をぶつけられる。 ⑥いじられ役になる。 定 段階 ⑦言葉やネット上でのからかいを受ける。 に ⑧写真や動画をネットに勝手に掲載される。等 準 じ

□ ①仲間内で力関係が決まっているかのような指 状況が周囲からはっきり見える。 導 PHASE II ②被害者が嫌がっている様子、
表情が見られ ・
（中期・前半期） る。 支 ③窃盗を強要（万引きの見張り役等も含む）

援 される。 を 段階 ④（軽い）ケガを負わされる。 行 ・
被害のエスカレート ⑤「死ね」「ウザイ」などの言葉・書き込みを う
・手口の多様化 される。

⑥恥ずかしい姿の写真を撮影し、ネットに掲載される。
等

警察

PHASE III

へ （中期・後半期） ①明らかに「遊び」「ふざけ」「ケンカ」の段 □ ②PHASE I や II の段階で指導したにもかかわらず、いじめが潜在化し続いていた場合。 ・ 指導が困難 ③断れない状況に肉体的・心理的に追い込み、通 嫌なことを強要される。等 報

PHASE IV

(末期段階)

段階

・深刻な被害

・被害者に事件化
の意志有り

①治療を要するケガを負わされる。
銭の強要等がある。 察

警 ②執拗な金

③身体の危険、命の危険を感じるほどの暴行、へ脅迫、そ
の他の行為を受ける。等 □ 通 報 □

別紙資料② 学校における生徒観察の視点

場面等		観察の視点(変化に気づく)	
S	H R	☐ 遅刻・欠席が増える 情が暗くうつむきかげん	☐ 表 ☐ 遅刻寸前の登校が増える ☐ 出席確認時の返事の声が小さい
	授業の開始時	☐ 忘れ物が多くなる 机・椅子が散乱している ☐ 一人だけ遅れて教室に入る	☐ 涙を流した気配が感じられる ☐ 周囲がざわついている ☐ 机が別の位置にある
授	業中	☐ 正しい返答を揶揄される ☐ 頭痛腹痛を頻繁に訴える ☐ 文字の筆圧が弱くなる ●不真面目な態度が目立つ	☐ ひどいあだ名で呼ばれる ☐ グループ・班分けで孤立する ☐ ぼんやり一人でいることが多い ●ふざけて質問をする
休	憩時	☐ わけもなく階段を歩く ☐ 用もないのに職員室に来る ☐ 集中してボールを当てられる ☐ 保健室への来室が増える	☐ 一人でいることが多い ☐ 遊びの中に入れない ☐ トイレに行く回数が多い ●悪ふざけをすることが多い
昼	食時	☐ 弁当にイタズラされる グループから外される	☐ 弁当を隠されたり食べられたりする ●好きなメニューを他人に譲る
清	掃時	☐ 一人が残ることが多い ●清掃を一人でさせられるなど、	☐ 目の前にゴミを捨てられる嫌がる仕事 を押しつけられる
放	課後	☐ 服装の汚れ・破損がある 急いで一人で帰宅する ☐ 部活動に参加しなくなる	☐ ☐ 擦り傷や鼻血のあとがある ☐ 用もないのに教室に残る ●他の子の荷物を持っている

動作・表情 等	☐ おどおどした感じを与える ☐ 寂しそうな表情をする ☐ 委員や係等を辞退する ☒ 乱暴な言葉遣いをする	☐ 視線を合わせようとしない ☐ 独り言をよく言う ☐ 手イタズラが目立つ ☒ 反抗的態度が増える
持ち物 服装容儀等	☐ 教科書にイタズラ書きがある ☐ 靴、体育着等が隠される ☒ 高価な物を持ってくる	☐ 掲示物を破られる ☐ 急に携帯電話を使わなくなる ☒ 目立つ服装をしてくる
その他	☐ トイレ等に落書きを書かれる ☐ 小動物に残虐行為をする	☐ 提出物が遅れる ☒ 校則違反、問題行動をする

※ ●は強要によるもの
別紙資料③

家庭用「いじめ早期発見チェックリスト」

日頃のお子さんの様子を見て、当てはまる項目に○印を付けて下さい。「○印の数が多くて気になる」「いつまでも好ましくない状態が続いて心配である」など有りましたら、担任又は教育相談係に相談して下さい。

番号	項 目	チェック
1	登校をしぶるようになった。	
2	朝、起きるのが遅くなった。	
3	食欲がないといって、食事の量が減った。	
4	携帯電話を家族のいる前で使わなくなった。	
5	メール等を見たあと、不機嫌になるようになった。	
6	学校での出来事を話さなくなった。	
7	友人が変わった。	
8	友人と遊ぶことが少なくなった。	
9	お金を欲しがるようになった。	
10	物をなくしたり、壊したりすることが増えた。	
11	びくびくするようになった。	
12	自分の部屋にいる時間が増えた。	
13	小さな傷が増えた。	
14	質問されることをいやがるようになった。	
15	親が知らない人からの電話が増えたように感じる。	
16	携帯電話等の料金が高額になった。	
17	帰宅時刻が遅くなってきた。	
18	言葉遣いが荒くなった。	
19	買い与えていない物を持つようになった。	
20	金遣いが荒くなった。	

■学校の電話番号：0980（52）2615

■学校のFAX番号：0980（54）1557